

USPTO、新たな特許審査品質の評価手法を採択

2010年10月8日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、7日、見直しを進めていた特許審査の品質評価手法について、より包括的な新しい評価手法を採択したと発表した¹。

USPTOは、かねてより特許品質の向上に対する取組に注力してきているが、その一環として、昨年、特許諮問委員会(PPAC)²と共同で特許審査の品質評価手法に係るタスクフォースを設立し、特許審査品質の評価手法の見直しを進めてきたところ。昨年12月にはパブリックコメントを募集し³、さらに本年5月には国内2か所でラウンドテーブルを開催し⁴、庁外のステーク・ホルダーとの意見交換を積極的に進めてきたところである⁵。

今般採択された新たな特許審査品質の評価手法⁶によれば、従来使用していた最終処分と審査段階でのコンプライアンス率に新たな指標を加えた全7つの指標が提示されている。

①最終処分のコンプライアンス率(Final Disposition Compliance Rate)

最終処分(特許査定・最終拒絶)に関するサンプリング調査(review)

②審査段階のコンプライアンス率(In-Process Compliance Rate)

審査段階での各処分(最終処分以外)に関するサンプリング調査

③FAサーチレビュー(First Action on the Merits(FAOM) Search Review)

ファーストアクション(FA)時のサーチ(先行技術調査)において、ベストプラクティスに基づくサーチを実施しているか(ベストプラクティスとして掲げられた要素に沿っているか⁷)

④FAIに対する完全レビュー(Complete First Action on the Merits(FAOM) Review)

FAIに対し、①②に比してより詳細な項目をクレーム毎にレビュー⁸。

¹ [USPTO プレスリリース](#)

² PPACは、99年の米国発明者保護法(特許法第5条)によって設立され、USPTOの政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、各年度の終了後60日以内に商務長官、大統領、上下両院司法委員会に年次報告書を提出することを任務としている。

³ [091209【米国 IP 情報】USPTO、特許の品質向上に関するパブリックコメントを募集](#) (PDF) 参照
提出されたパブコメは、次より閲覧可能く [コメント全体](#)、USPTOによるコメント要約 [Part1](#) (PDF)、[Part2](#) (PDF) >

⁴ 5/10にロサンゼルス、5/18にUSPTO(アレキサンドリア)において開催。

⁵ 公式なパブコメやラウンドテーブル以外にも積極的にユーザー等との意見交換を行ってきたとのこと。

⁶ [新特許審査品質評価手法](#) (PDF)

⁷ レビュー対象となるサーチ関連要素(評価項目)は新評価手法(脚注6)の添付2(Attachment 2)に記載されている。

⁸ ①②④におけるレビュー項目は、新評価手法(脚注6)の添付1(Attachment 1)に比較対照表として纏められている。

⑤品質指標レポート(Quality Index Report:QIR)

コンパクトで効果的な審査ができていのかを把握するために、最終処分までに要したアクション数(Actions Per Disposal)⁹や、最終処分における継続審査請求(RCEs of Total Disposals)¹⁰、FA後の限定要求(Restrictions After First Action)¹¹といった指標を設定し、USPTOのデータベースから抽出した値を用いて算出。

⑥外部品質アンケート調査(External Quality Survey)

半期に一度、出願人・代理人に対してアンケート調査¹²を実施。

⑦内部品質アンケート調査(Internal Quality Survey)

特許審査官に対してアンケート調査¹³を実施。

同発表によれば、新たな評価手法は、2011年度(2010年10月-2011年9月)から直ちに適用され、新たな評価手法に基づく評価結果は定期的にUSPTOウェブサイト上で公開する予定とのこと¹⁴。

今回発表された新評価手法は、庁外のステーク・ホルダーの意見を反映させるべく採択までに相当の手続きを踏んでおり、内容的にも多観点から包括的な評価を行う斬新なものとなっている。また、採択までのプロセスの透明性にも十分な配慮がなされ、かつ、その評価結果を定期的にウェブサイト上で公開するとしている点からも、USPTOが特許審査の品質の問題に真剣に取り組んでいる姿勢が垣間見える他、オバマ政権が提唱し、カッポス長官が実現に向け推進している「開かれた政府」が着実に浸透しつつあることが実感される。

(了)

⁹ 最終処分までに平均3処分以下の職員の割合。

¹⁰ RCEされなかった最終処分の割合。

¹¹ 2回目以降の処分により(単一性違反で)限定要求がなされていない割合。

¹² アンケート票は、新評価手法(脚注6)の添付3(Attachment 3)にあり。

¹³ アンケート票は、新評価手法(脚注6)の添付4(Attachment 4)にあり。

¹⁴ プレスリリースによれば、半期に1度の公表予定であり、指標によっては、より短期サイクルでの公表も視野にいれているとのこと。また別添資料によれば、パテント・ダッシュボード(Patent Dashboard)の一つとして、各指標の目標達成具合をビジュアルに月ベースで発表予定とのこと。